

「ヘルプカード」とは…

「ヘルプカード」は、援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

「ヘルプカード」を 持っている人を見かけたら…

「ヘルプカード」には、手助けしてほしい内容が書いてあります。記載内容にそった支援をお願いします。

「ヘルプカード」がつなぐ安心

📍 本人にとっての安心

「何かあったときに、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる」それは障がいのある人自身にとっては、何よりの安心です。

📍 家族、支援者にとっての安心

「何かあったら、どうしよう」緊急連絡先を本人が携帯していることは、家族や支援者の不安を和らげます。

「ヘルプカード」は こんなときに役に立ちます

📍 日常的に…

ちょっとした手助けがほしいとき

📍 緊急のとき…

道に迷ってしまったとき
パニックや発作、病気するとき

📍 災害のとき…

災害が発生したとき
災害に伴う避難生活が必要なとき



手帳やお財布、定期入れの中に入れておくと安心です！

問合せ先

板橋区福祉部障がい者福祉課福祉係

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

電話 03-3579-2362

FAX 03-3579-2364

このリーフレットは障害者優先調達推進法対象施設で作成しました

ヘルプカード

ちょっとしたあなたの手助けが
障がいのある方の安心につながります



—「ヘルプカード」がつなぐ安心—

板橋区

